

申請前チェックシート

- ▶ 自立支援金を申請される方は、『全員共通』の書類が必要となります。
- ▶ 「他の都道府県で特例貸付を受けていた」など、下記の1～3に該当する場合は、追加の書類が必要となります

全員共通

- 本人確認書類** 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなどの写し
- 収入関係書類**
 - ・ 申請者及び申請者と**同一の世帯に属する者のうち**、収入がある者についての**申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し**（給与明細書、手当の証書、もしくは、それら振り込みがわかる口座の写し）
※ 自営業、個人事業主等の方は、**申請日の直近30日間の収支がわかる書類**、もしくは【別紙様式1:自営業等収支状況申告書】の提出
- 金融資産関係書類**
 - ・ 申請者及び申請者と**同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳の残高がわかるページの写し**（web通帳の場合は、その画面の写しで可）
- 求職活動関係書類**（①と②はいずれか一方の提出で可）
 - ・ ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
※申請書⑧にハローワーク求職番号を記載した場合は、①の提出は不要
 - ・ ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 振込先口座が分かる書類**
 - ・ 振込先口座の「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義人」がわかるページの写し（通帳がない場合は、キャッシュカードの写しでも可）

1. 自立支援金の申請者（世帯の主たる生計維持者）が総合支援資金の再貸付の借受人ではない場合

全員共通 に加え、

- (世帯員全員が記載された)住民票の写し
申請書⑤1～4いずれの場合も必要です。

2. 総合支援資金の再貸付について相談したが、申請に至らなかった場合 【申請書の⑤4に該当】

全員共通 に加え、

- (世帯員全員が記載された)住民票の写し
- 様式1-3** 及び
緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳の写し

【参考】(様式1-1)申請書⑤

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった
2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である
3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不決定となった
4. 総合支援資金の再貸付のために必要な相談をしたものの再貸付の申請に至らなかった

3. 他の都道府県の社協から総合支援資金の再貸付を受けていた・受けている・申請したが不決定となった・申請に至らなかった場合

4. 兵庫県社協から総合支援資金の再貸付を受けていた・申請して不決定となったが、その当時は神戸市外に住民票があった場合

全員共通 に加え、以下の①② または ①③

- ① (世帯全員が記載された)住民票の写し

【申請書の⑤1または2に該当】

②が用意できない場合は③

- ② **再貸付の借用書(控)の写し**
(再貸付の決定通知書の写しでも可)
- ③ **様式1-3** 及び
再貸付の振込状況がわかる通帳の写し

【申請書の⑤3または4に該当】

②が用意できない場合は③

- ② **再貸付の不決定通知の写し**
- ③ **様式1-3** 及び
緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳の写し

Q&A

1. 収入について

Q1. 「収入」とは具体的に何を指しますか。

A1. 毎月の就労収入（給与収入の場合は、事業主が支給する総支給額（ただし交通費は除く））や、手当関連（高齢の方は、年金。お子さんを扶養されている方は、児童手当など）、は収入に含みます。申告の際は、それぞれを1ヶ月あたりの金額に置きなおした上で、記載してください。

Q2. 親族からの定期的な仕送りは、収入に含まれますか。

A2. 含みます。また、毎月ではないが、定期的な仕送りがある場合は、1ヶ月あたりの金額に置きなおした上で、申告をお願いします。

Q3. 新型コロナウイルスに関連する様々な給付金（特別定額給付金、住居確保給付金、子育て世帯生活支援特別給付金）については、収入に含まれますか。

A3. 新型コロナウイルスを起因とする各種の給付金は、自立支援金の収入要件には含みません。上記の収入月額を申告していただいた上で、Q3と同じく、収入からは控除します。

Q4. 私の世帯には就労収入のある未成年の子どもがいますが、「収入」として申告する必要がありますか。

A4. その方が就学中の場合は、申告する必要はなく、収入要件としては対象外です。ただし、未成年の方でも、就学していない場合は、給与については収入として算定します。なお、預貯金等に関しては、未成年の方でも、「現金」及び「口座の預金残高」は、資産として取り扱うため申告の必要があります。

Q5. 現在就労しているが、申請時点では、その月の給与明細が発行されていない。いつ時点のものを提出すればいいですか。

A5. 申請時点で直近の給与明細を提出の上、そこから推定される今月の収入を申請書に記載してください。毎月の収入額に変動がある場合は、直近3ヶ月間の平均額を収入として記載し、3ヶ月分の明細等を提出してください。

Q6. 自分は個人事業主であるが、収入関係書類とは何を出せばいいのか。

A6. 申請日前の30日間の事業経費、事業収入がわかる書類が必要。例えば、1ヶ月単位の収支がまとまった帳簿などを想定しています。文書が大量になる場合は、【別紙様式1：自営業等収支状況報告書】を代わりに提出いただいても構いません。

Q7. 自分は個人事業主であるが、なぜハローワークで求職活動をしなければいけないのか。

A7. 本支援金は、再貸付が終了するなど、困窮状態が長期化している人を対象にしているため、本支援金の支給期間中に副業などで収入増を目指すことを目的としています。そのため、求職活動要件を満たしていれば、必ずしも転職、個人事業の廃業まで求めるものではありません。

2. 資産について

Q1. 資産とは何を指しますか。

A1. 手元にある現金及び、銀行口座にある預貯金の残高です。

Q2. 生命保険や、学資保険については、資産に該当するのでしょうか。

A2. 自立支援金制度における「資産」の考え方は、「現金」及び「銀行口座の預金残高」のみとされています。そのため、これら以外の、例えば「株式」「投資信託」「生命保険（学資保険含む）」「個人年金保険」は資産としては取り扱いません。

Q3. 私の世帯には、未成年の子どもがいますが、その子どもの「現金」「口座の預金残高」は資産として取り扱われますか。

A3. 資産として取り扱います。「現金」及び「口座の預金残高」は、未成年を含め、世帯全員のものを把握した上で審査しますので、申告の必要があります。

Q4. 新型コロナウイルスに関連する様々な給付金や貸付金（特別定額給付金、住居確保給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、社協の特例貸付）については、預金口座に残っていますが、それは資産に含まれますか。

A4. 新型コロナウイルスを起因とする各種の給付金、貸付金は、自立支援金の資産要件（預貯金等）には含みません。上記の金額を申告していただいた上で、資産からは控除します。